

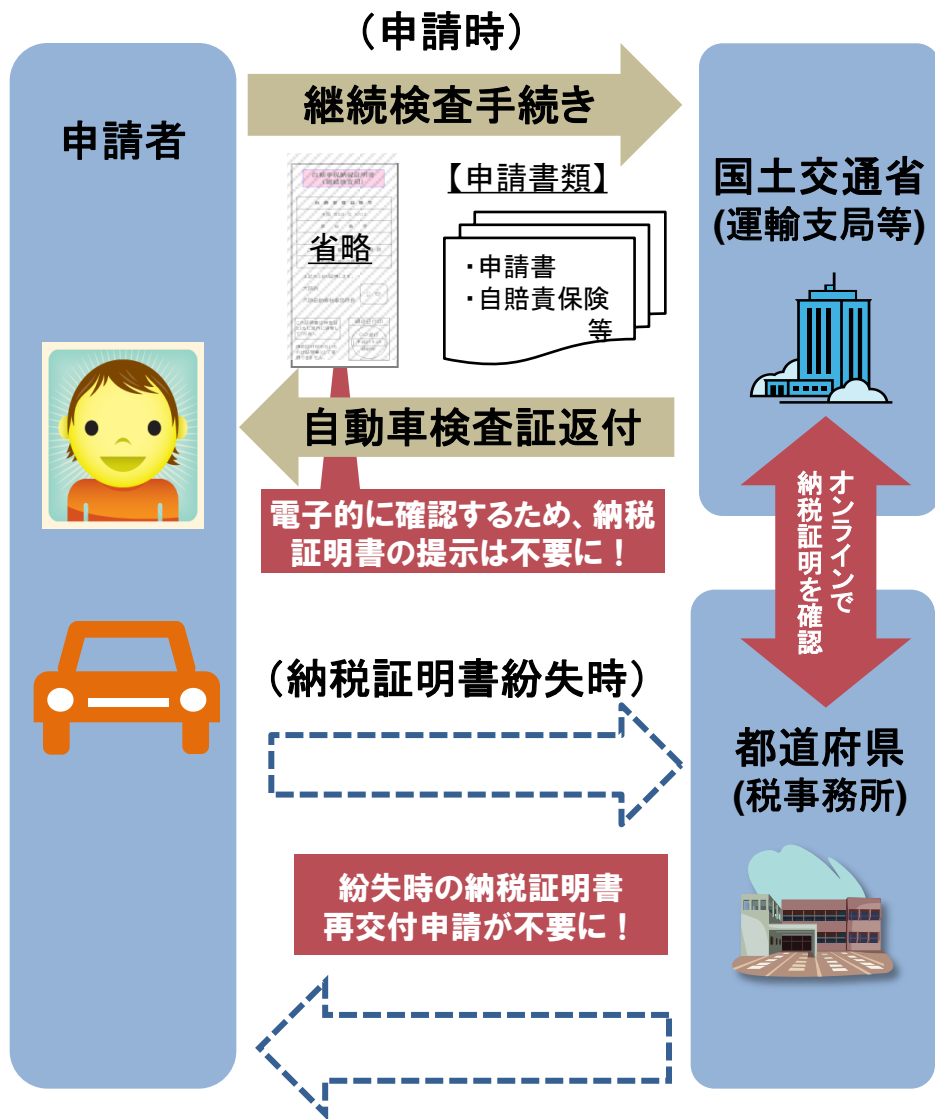
平成27年4月から

# 登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになりました！

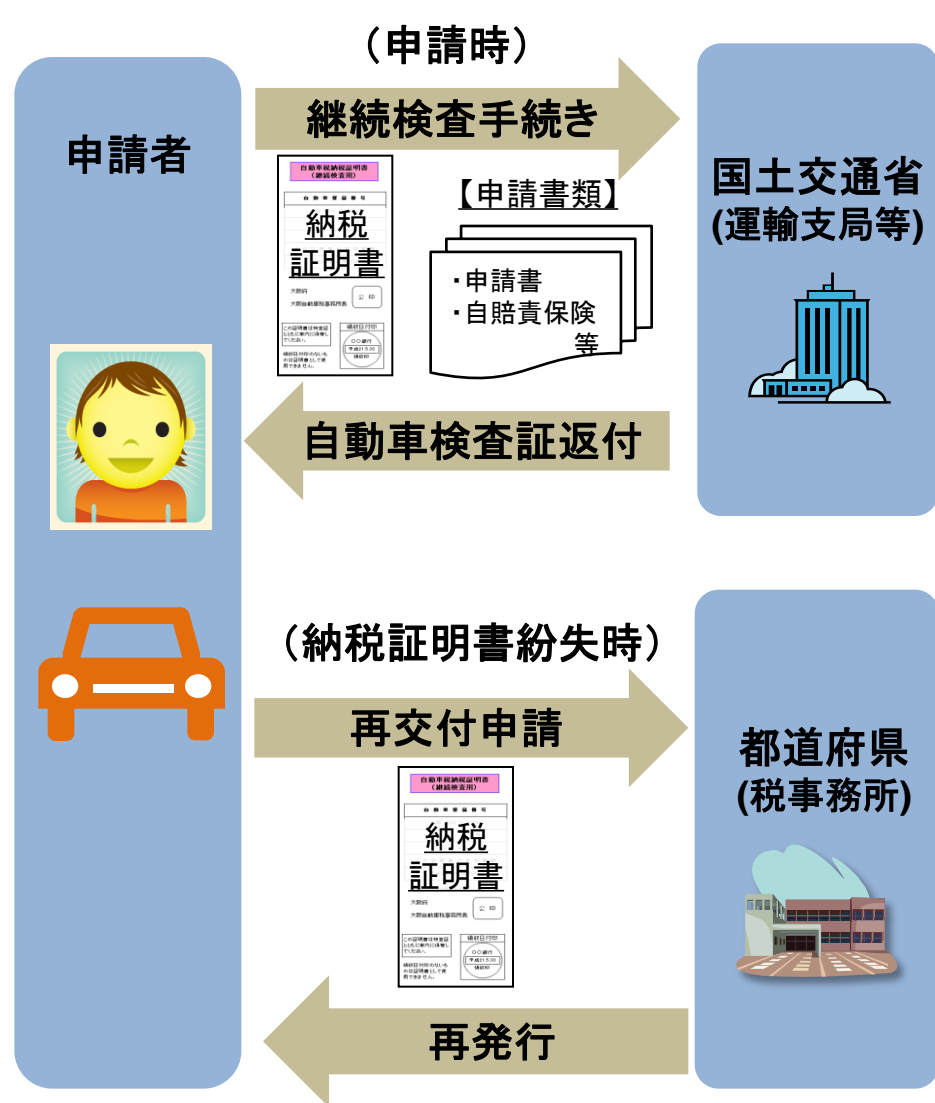
※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。  
 ※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。



## ■現在の申請の流れ



## ■平成27年3月以前の申請の流れ



【ご注意ください】 ～以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です～

- 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方
  - 金融機関・コンビニ・クレジット等で自動車税を納付後、直ぐに継続検査を受検される方
- ※自動車税の納付方法により、当該納付情報が県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大4週間程度）がかかります。
- ※金融機関、コンビニ、県税・総務事務所窓口で納付し直ぐに継続検査を受検される方は、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。
- ※クレジット等で納付された方は、県税・総務事務所窓口で納税証明書を発行しますので、あらかじめお問い合わせください。

【ご注意】 自動車税の納付状況の確認は、県税・総務事務所にお問い合わせください。